

議案第3号説明資料

令和7年2月12日

大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
参 考	2
新旧対照表	3

総務課

# 大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

国においては、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、柔軟な働き方を実現するための措置を拡充するため、令和6年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）」が改正されました。

育児・介護休業法の改正に伴い、大磯町職員の育児休業等に関する条例で引用している箇所について、条項ずれが生じることから、所要の措置を講じるものです。

## 2 改正内容

### (1) 部分休業の承認に関する引用条項の変更

非常勤職員の部分休業を承認するための要件として規定している、育児・介護休業法における条項が変更されたことから、引用する条項を変更します。

なお、引用条項の変更に伴う、部分休業の承認に係る要件の変更はありません。

【改正箇所】 第21条第3項

### (2) 施行日

令和7年4月1日から施行します。（改正後の育児・介護休業法の施行日）

【規定箇所】 附則

### 3 参 考

#### (1) 育児・介護休業法の改正内容（町関係部分のみ抜粋）

育児・介護休業法において、公務員に関する特例について規定している第 61 条が、法改正後は 2 つの条に整理され、国家公務員に関する特例は第 61 条に、地方公務員に関する特例は第 61 条の 2 に規定されました。

	法改正前	法改正後
法改正 の内容	<u>第61条</u> 公務員に関する特例	<u>第61条</u> 国家公務員に関する特例  <u>第61条の2</u> 地方公務員に関する特例
町条例で 引用する 条項	第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項	第61条の2第20項
規定 内容	<u>地方公務員法第4条第1項に規定する職員（同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあっては、第23条第3項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）は、地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。</u> ※破線部分は、準用規定による読み替え後の内容	地方公共団体等の職員（短時間勤務職員以外の非常勤職員にあっては、第23条第3項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。第22項において同じ。）は、任命権者等の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことができる。

大磯町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第20条 省略                      (部分休業の承認)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p> <p>第22条～第26条 省略</p> <p><u>附 則</u>                      この条例は、令和7年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第20条 省略                      (部分休業の承認)</p> <p>第21条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。</p> <p>第22条～第26条 省略</p>